X通信制の課程の入学者選抜

第1 (X 通信制の課程の入学者選抜) 一期入学者選抜 (一般入学者選抜と同じ日程で実施)

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した 者又は令和6年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は令和6年3月修了 見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれか一つに該当する者(別記6、75ページ参照)

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7 (149ページ参照) のとおりと する。

(3) 一期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

ア 実施する高等学校

千葉県立千葉大宮高等学校

イ 募集人員

募集人員は、別に定めて告示する募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期(秋季入学)入学者選抜」の募集人員を減じた人数の50%程度とする。

2 出 願

(1) 総 則

- ア 県立高等学校通信制の課程への出願に当たっては、「県立高等学校通信教育規則」(昭和33年 1月13日教育委員会規則第2号、最終改正平成20年3月4日、教育委員会規則第1号、以下 「通信教育規則」という。)第13条の規定により、志願しなければならない。
 - 注 県立高等学校通信教育規則(抜粋)

(入学資格)

- 第13条 実施校に入学することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第57条の規定に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 千葉県の区域内に住所を有する者
 - (2) 茨城県の区域内に住所を有する者でやむを得ない事由により校長が必要と認めたもの
 - (3) その他特別の事由により校長が必要と認めた者
- イ 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。

なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。

- ウ 千葉県の区域内に住所を有しない者は、通信教育規則第13条の規定により、志願する高等学校 の校長の承認を受けなければならない。
- エ 上記ウに該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、次の「(2) 出願書類等」の表中カ、キ及びクの書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘
ア 入学願書・収入証紙	所定の用紙(別紙7)に所要事項を記入すること。
貼付票・受検票・入学	入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検
願書等受理証	査料一覧表のとおりとする。
	写真貼付欄に、写真2枚(横3.0cm×縦4.0cm、正面上半身脱帽、令和5年9月1日
	以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可)を貼付すること。
イ 調査書	所定の様式(様式1)で作成すること。
	なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書
	を提出すること。

書類等	摘
ウ 選抜結果通知用封筒	84円切手(料金改定があったときは、改定後の料金の切手)を貼った定形
	(長形3号)の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
工 志願理由書	所定の様式 (様式3の(1)) で作成すること。
才 自己申告書	欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明しようと
	する者は、所定の様式(様式4)で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、
	封をした上で、在籍(出身)中学校の校長に提出することを報告した後、提出する
	こと。また、原則として志願者本人が記入すること。なお、「欠席が多い」とは、
	年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
カ 千葉県県立高等学校	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
入学志願証明書	の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を
	証する在籍(出身)中学校長等の証明書(様式14)を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
	の(1)の工に該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の
ク 必要に応じて提出	誓約書 (様式15) を提出すること。 「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
する書類	の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書
) O E 70	(当該事業者等の定める様式)、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校
	の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の
	様式は、別に定める。
ケー学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立
	中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、所定の様式(様式2の(1))で
	作成し、県教育長に送付により提出すること(「X 通信制の課程の入学者選抜」
	の「第1 一期入学者選抜」の「4 調査書及び学習成績分布表」、49ページ
	参照)。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者(別記6、75ページ参照)が出願する場合は、別記8(78ページ参照)に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続

ア 志願者は、出願書類等を在籍(出身)中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に 提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人(又は 保護者等)が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

イ 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和6年2月6日(火)から2月8日(木)まで 受付時間は、2月6日(火)、2月7日(水)は、午前9時から午後4時30分まで 2月8日(木)は、午前9時から正午までとする。

なお、送付の場合も、2月8日(木)正午までに必着とする。

3 志願の変更

入学願書受付締切り後において、規則(別記2、66ページ参照)、当該市立高等学校の通学区域を 定めた規則等に反しない限り、次により志願の変更を認める。

(1) 志願変更

志願した高等学校を変更したい者(以下「志願変更者」という。)は、1回に限り、先の志願を取り消して、「I 一般入学者選抜」、「II 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「III 外国人の特別入学者選抜」、「IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「V 成人の特別入学者選抜」、「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」又は「VII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

(2) 志願変更の手続

ア 志願変更者は、志願変更願(様式10)及び所定の受検票を、在籍(出身)中学校の校長の確認 を経て、先に志願した高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人(又は 保護者等)が直接、先に志願した高等学校の校長に提出する。

また、志願変更願を受理した高等学校の校長は、志願変更者に志願取消証明書(様式11)を交付する。この場合、次の(7)のほか、(4)、(4)、(5)、(5)、(5) の書類を提出してあった志願変更者には、これを返却するものとする。

- (7) 選抜結果通知用封筒
- (イ) 千葉県県立高等学校入学志願証明書
- (ウ) 誓約書
- (エ) 必要に応じて提出する書類
- イ 上記の志願取消しが認められた者は、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」のクスは「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の分によって、新たに入学願書を作成(入学検査料については、次のウによる。)し、これに上記アの志願取消証明書及びその他出願に必要な書類を添え、在籍(出身)中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人(又は保護者等)が直接、新たに志願する高等学校の校長に提出する。

また、高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証(各高等学校の定める様式)を交付する。

ウ 入学検査料については、次の表に示す区分による。

٧.	<u> </u>) D) (1-0) 00
	区分	入 学 検 査 料
	県立高等学校全日制の課程へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に「千葉大宮高等学校に
		950円納入済」と記入し、1,250円分の収入証紙を
		貼付する。
	県立高等学校定時制の課程へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に「千葉大宮高等学校に
		950円納入済」と記入する。
	市立高等学校へ	新たに納入する。

(3) 志願変更の受付期間及び受付時間

令和6年2月14日(水)及び2月15日(木) 受付時間は、2月14日(水)は、午前9時から午後4時30分まで 2月15日(木)は午前9時から午後4時までとする。 なお、送付の場合も、2月15日(木)午後4時までに必着とする。

4 調査書及び学習成績分布表

(1) 調査書(様式1)

志願者の在籍(出身)中学校の校長は、別記1(63~65ページ参照)に基づいて作成する。 なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

(2) 学習成績分布表 (様式 2の(1))

志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、別記1 (63~65ページ参照)に基づいて作成した学習成績分布表を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。

ア 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。 イ 送付先

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13 千葉県総合教育センター学力調査部

- ウ 提出上の留意点
 - (ア) 志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校以外の中学校等に在籍している場合については、学習成績分布表の提出を必要としない。
 - (4) 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。

- ア 「2 出願」の(3)に定める出願書類等の提出期間を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県県立高等学校通信制の課程を新たに 志願しようとする者
- イ 本県公立高等学校に出願している者で、「3 志願の変更」の(3)に定める受付期間中に保護者 の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県県立高等学校 通信制の課程へ志願の変更をしようとする者
- (2) 入学願書等の提出期間及び志願変更の受付期間並びにその受付時間

令和6年2月14日(水)及び2月15日(木)

受付時間は、2月14日(水)は午前9時から午後4時30分まで 2月15日(木)は午前9時から午後4時までとする。

なお、送付の場合も、2月15日(木)午後4時までに必着とする。

- (3) 提出書類及び提出先
 - ア 上記(1)のアに該当する者は、次の(7)、(4)及び(ウ)の書類を一括し、在籍(出身)中学校の校長 の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
 - (ア) 「2 出願」の(2)に定める書類
 - (4) 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
 - (ウ) 公立高等学校にすでに出願している者は、当該高等学校の校長が発行する志願取消証明書
 - イ 上記(1)のイに該当する者は、「3 志願の変更」に従い、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の書類を一括し、 在籍(出身)中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければなら ない。
 - (7) 「2 出願」の(2)に定める書類
 - (4) 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
 - (ウ) 先に志願した高等学校の校長から交付された志願取消証明書(様式11)

6 入学願書の交付及び受検票等の交付

- (1) 入学願書は、令和5年11月1日(水)以降、通信制の課程の入学者選抜を実施する高等学校、県教育庁教育振興部学習指導課、各教育事務所及び千葉市教育委員会で交付する。
- (2) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証(各高等学校の定める様式)を交付する。

7 本 検 査

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

(1) 検査期日

令和6年2月20日(火)

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

面接及び作文

(4) 検査時間割

2月20日(火)		
時 間	検査等	
9:30	集合	
9:30~ 9:50	受付・点呼	
9:50~10:05	注意事項伝達	
10:20~	検査	

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

- ア 受検票を必ず持参すること。
- イ 当日、午前9時30分までに志願した高等学校に集合すること。
- ウ 携帯品、その他留意事項については、高等学校において実施する検査の内容により、高等学校に おいて別に定めた指示に従うこと。
- エ 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- オ 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- カ 検査室内では、物の貸借はしないこと。

8 追 検 査

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

(1) 受検資格

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。

(2) 追検査志願者の連絡

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。

(3) 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

(4) 提出書類及び提出先

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

(5) 追検査受検承認書等の交付

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

(6) 検査期日

令和6年2月29日(木)

(7) 検査場所

志願した高等学校

(8) 検査の内容

面接及び作文

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

(9) 検査時間割

2月29日(木)		
時 間	検査等	
9:30	集合	
9:30~ 9:40	受付・点呼	
9:40~ 9:55	注意事項伝達	
10:10~	検査	

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(10) 受検者心得

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「7 本検査」の(5)に定めるところによる。

9 選 抜 方 法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の 資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の資料に加えることができる。なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等(自己申告書を除く。)の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (5) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和5年10月19日(木)から令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、当該各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、本検査及び追検査の結果を併せて、高等学校の校長が、令和6年3月4日(月) 午前9時に高等学校において掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人あて通知する。

なお、入学許可候補者のウェブページ掲載については、詳細を別に定める。

11 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書 (様式5の(1)又は(2)) により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。 なお、令和6年3月1日(金)正午までに連絡がない者については、「X 通信制の課程の入学者 選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定める ところによる。
- (2) 高等学校の校長は、必要のある場合は、入学許可候補者について入学の意思を確認するため、必要な書類を提出させることができる。
- (3) 障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記10(79ページ参照)により、特別配慮申請書を提出することができる。また、障害のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。 なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り 入学許可候補者とする。
- (5) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」に 必要な事項及び特別な事態(非常変災、感染症の感染拡大等)が生じた場合の措置は、県教育長が これを定める。

第2 (X 通信制の課程の入学者選抜) 二期入学者選抜 (第2次募集と同じ日程で実施)

1 募 集

(1) 応募資格

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「1 募集」の(1)に定める者のうち、次のア、イに該当しない者

- ア 令和6年度公立高等学校入学許可候補者となっている者
- イ 千葉県内に所在する私立高等学校令和6年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「5 入学願書等の提出期間等の特例」の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和6年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7 (149ページ参照)のとおりとする。

(3) 二期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

ア 実施する高等学校

千葉県立千葉大宮高等学校

イ 募集人員

募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期(秋季入学)入学者選抜」の 募集人員及び「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の入学許可候補者の 数を減じた人数の50%程度を募集人員とする。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。ただし、(1)のエは「上記ウに該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、次の「(2) 出願書類等」の表中キ、ク及びケの書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。」と読み替える。

(2) 出願書類等

2/ 山限青翔寺	
書 類 等	摘
ア 入学願書・収入証紙	所定の用紙(別紙7)に所要事項を記入すること。
貼付票・受検票・入学	入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検
願書等受理証	査料一覧表のとおりとする。
	写真貼付欄に、写真2枚(横3.0cm×縦4.0cm、正面上半身脱帽、令和5年9月1日
	以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可)を貼付すること。
イ 調査書	所定の様式 (様式1) で作成すること。
	なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書
	を提出すること。
ウ 誓約書	所定の様式(様式16)で作成すること。
	ただし、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「5
	入学願書等の提出期間の特例」の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から
	新たに志願する者は、誓約書(様式17)を作成し、提出すること。
工 選抜結果通知用封筒	84円切手(料金改定があった場合には、改定後の料金の切手)を貼った定形
	(長形3号)の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
才 志願理由書	所定の様式 (様式3の(1)) で作成すること。
カ 自己申告書	欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明しようと
	する者は、所定の様式(様式4)で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、
	封をした上で、在籍(出身)中学校の校長に提出することを報告した後、提出する
	こと。
	また、原則として志願者本人が記入すること。
	なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。

書 類 等	摘
キ 千葉県県立高等学校	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
入学志願証明書	の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を
	証する在籍(出身)中学校長等の証明書(様式14)を提出すること。
ク 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
	の(1)のエに該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者
	の誓約書(様式15)を提出すること。
ケ 必要に応じて提出	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
する書類	の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書
	(当該事業者等の定める様式)、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校
	の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の
	様式は、別に定める。
コ 承認書	当該私立高等学校の校長から、公立高等学校の「X 通信制の課程の入学者
	選抜」の「第2 二期入学者選抜」に志願することが承認されている者は、承認
	書(当該私立高等学校の定める様式)を提出すること。
サ 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立
	中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、所定の様式(様式2の(1))で
	作成し、県教育長に送付により提出すること。ただし、他の選抜において、
	すでに提出済みの場合には必要としない(「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第
	1 一期入学者選抜」の「4 調査書及び学習成績分布表」、49ページ参照)。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者(別記6、75ページ参照)が出願する場合は、別記8(78ページ参照)に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続

ア 志願者は、出願書類等を在籍(出身)中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に 提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人(又は 保護者等)が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

イ 出願書類等の提出期日及び受付時間

令和6年3月7日(木)

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

なお、送付の場合も、3月7日(木)午後4時30分までに必着とする。

3 志願の変更

(1) 志願変更

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「3 志願の変更」に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

ア (1)は「志願した高等学校を変更したい者(以下「志願変更者」という。)は、1回に限り、先の 志願を取り消して、「WII 第2次募集」又は「WII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の 「第2 第2次募集」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校 にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。」と読み替える。

イ (2)のイの読替え等は、次のとおりとする。

- (7) 「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「V 成人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2及び「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2は削る。
- イ) 「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2又は「Ⅶ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)は、「Ⅶ 第2次募集」の「第2 出願」の2又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」の「2 出願」の(2)と読み替える。

(2) 志願変更の受付期日及び受付時間

令和6年3月8日(金)

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

なお、送付の場合も、3月8日(金)午後4時30分までに必着とする。

4 調査書及び学習成績分布表

(1) 調査書(様式1)

志願者の在籍(出身)中学校の校長は、別記1 (63~65ページ参照)に基づいて作成する。なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

また、令和6年3月卒業(卒業見込み)の者については、令和5年12月末日現在で記入する。

(2) 学習成績分布表 (様式2の(1))

志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、別記1 (63~65ページ参照)に基づいて作成した学習成績分布表を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、他の選抜において、すでに県教育長に学習成績分布表を提出してある場合には、提出を必要としない。

なお、令和6年3月卒業(卒業見込み)の者については、令和5年12月末日現在で記入する。

ア 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和6年3月7日(木)午後4時30分までに必着とする。 その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒 は必要としない。

イ 送付先

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

- ウ 提出上の留意点
 - (ア) 志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校以外の中学校等に在籍している場合については、学習成績分布表の提出を必要としない。
 - (4) 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

5 入学願書の交付及び受検票等の交付

- (1) 入学願書は、令和6年3月4日(月)以降、通信制の課程の入学者選抜を実施する高等学校、 県教育庁教育振興部学習指導課、各教育事務所及び千葉市教育委員会で交付する。
- (2) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証(各高等学校の定める様式)を交付する。

6 検 査

(1) 検査期日

令和6年3月12日(火)

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

面接及び作文

(4) 検査時間割

3月12日(火)		
時間	検査等	
9:30	集合	
9:30~ 9:40	受付・点呼	
9:40~ 9:55	注意事項伝達	
10:10~	検査	

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

ア 受検票を必ず持参すること。

- イ 当日、午前9時30分までに志願した高等学校に集合すること。
- ウ 携帯品、その他留意事項については、高等学校において実施する検査の内容により、高等学校において別に定めた指示に従うこと。
- エ 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- オ 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- カ 検査室内では、物の貸借はしないこと。

7 選 抜 方 法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、 高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う ものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の 資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の資料に加えることができる。なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等(自己申告書を除く。)の内容について、 中学校の校長に照会することができる。
- (5) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「選抜・評価方法」については、別に定める。

8 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、**令和6年3月14日(木)午前9時**に高等学校において 掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人あて通知する。

9 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書 (様式5の(1)又は(2)) により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
- (2) 障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記10(79ページ参照)により、特別配慮申請書を提出することができる。

また、障害のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いを することのないよう十分に留意する。

- (3) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。 なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り 入学許可候補者とする。
- (4) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」に 必要な事項及び特別な事態(非常変災、感染症の感染拡大等)が生じた場合の措置は、県教育長が これを定める。

第3 (X 通信制の課程の入学者選抜) 三期入学者選抜

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業 した者
- イ 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれか一つに該当する者(別記6、75ページ参照)

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7(149ページ参照)のとおりと する。

(3) 三期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

ア 実施する高等学校

千葉県立千葉大宮高等学校

イ 募集人員

募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期(秋季入学)入学者選抜」の 募集人員並びに「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」及び「第2 二期 入学者選抜」の入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。

(2) 出願書類等

4/ 山脉盲热节	
書類等	摘 要
ア 入学願書・収入証紙	所定の用紙(別紙7)に所要事項を記入すること。
貼付票・受検票・入学	入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検
願書等受理証	査料一覧表のとおりとする。
	写真貼付欄に、写真2枚(横3.0cm×縦4.0cm、正面上半身脱帽、令和5年11月1日
	以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可)を貼付すること。
イ 調査書	所定の様式(様式1)で作成すること。
	なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書
	を提出すること。
ウ 選抜結果通知用封筒	84円切手(料金改定があった場合には、改定後の料金の切手)を貼った定形
	(長形3号)の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
工 志願理由書	所定の様式 (様式3の(1)) で作成すること。
才 自己申告書	欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明しようと
	する者は、所定の様式(様式4)で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、
	封をした上で、出身中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。
	また、原則として志願者本人が記入すること。
	なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
力 千葉県県立高等学校	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
入学志願証明書	の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を
	証する出身中学校長等の証明書(様式14)を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
	の(1)のエに該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の
	誓約書(様式15)を提出すること。
ク 必要に応じて提出	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
する書類	の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書
	(当該事業者等の定める様式)、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校
	の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の
	様式は、別に定める。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者(別記6、75ページ参照)が出願する場合は、別記8(78ページ参照)に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続

ア 志願者は、出願書類等を出身中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人(又は 保護者等)が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

イ 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和6年4月4日(木)及び4月5日(金)

受付時間は、4月4日(木)は、午前9時から午後4時30分まで

4月5日(金)は、午前9時から午後4時までとする。

なお、送付の場合も、4月5日(金)午後4時までに必着とする。

3 調 査 書

(1) 調査書(様式1)

志願者の出身中学校の校長は、別記1 (63~65ページ参照)に基づいて作成する。

なお、調査書中の第1学年、第2学年及び第3学年における教科(外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。)の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。

また、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

4 入学願書の交付及び受検票等の交付

- (1) 入学願書は、令和6年4月1日(月)以降、通信制の課程の入学者選抜を実施する高等学校、 県教育庁教育振興部学習指導課、各教育事務所及び千葉市教育委員会で交付する。
- (2) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証(高等学校の定める様式)を交付する。

5 検 査

(1) 検査期日

令和6年4月10日(水)

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

面接及び作文

(4) 検査時間割

4月10日(水)		
時 間	検査等	
9:30	集合	
9:30~ 9:40	受付・点呼	
9:40~ 9:55	注意事項伝達	
10:10~	検査	

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

- ア 受検票を必ず持参すること。
- イ 当日、午前9時30分までに志願した高等学校に集合すること。
- ウ 携帯品、その他留意事項については、高等学校において実施する検査の内容により、高等学校に おいて別に定めた指示に従うこと。
- エ 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- オ 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- カ 検査室内では、物の貸借はしないこと。

6 選 抜 方 法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、 高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う ものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の 資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の資料に加えることができる。なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等(自己申告書を除く。)の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (5) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」の「選抜・評価方法」については、別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、**令和6年4月12日(金)午前9時**に高等学校において 掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人あて通知する。

8 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書 (様式5の(1)又は(2)) により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
- (2) 障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記10(79ページ参照)により、特別配慮申請書を提出することができる。 また、障害のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いを
- することのないよう十分に留意する。 (3) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。 なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り 入学許可候補者とする。
- (4) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」に 必要な事項及び特別な事態(非常変災、感染症の感染拡大等)が生じた場合の措置は、県教育長が これを定める。

第4 (X 通信制の課程の入学者選抜) 四期 (秋季入学)入学者選抜

1 募 集

(1) 応募資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業 した者

- イ 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれか一つに該当する者(別記6、75ページ参照)

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7 (149ページ参照)のとおりとする。

(3) 四期(秋季入学)入学者選抜を実施する学校及び募集人員

ア 実施する高等学校

千葉県立千葉大宮高等学校

イ 募集人員

募集定員の10%程度を募集人員とする。

なお、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」の入学許可候補者の数が、「第3 三期入学者選抜」の募集人員に満たない場合には、その満たない人数を募集人員に加える。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。

(2) 出願書類等

2. 山限音短守	
書類等	摘
ア 入学願書・収入証紙	所定の用紙(別紙7)に所要事項を記入すること。
貼付票・受検票・入学	入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検
願書等受理証	査料一覧表のとおりとする。
	写真貼付欄に、写真2枚(横3.0cm×縦4.0cm、正面上半身脱帽、令和6年3月1日
	以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可)を貼付すること。
イ 調査書	所定の様式(様式1)で作成すること。
	なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書
	を提出すること。
ウ 選抜結果通知用封筒	84円切手(料金改定があったときは、改定後の料金の切手)を貼った定形
	(長形3号) の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
エ 志願理由書	所定の様式 (様式3の(1)) で作成すること。
才 自己申告書	欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明しようと
	する者は、所定の様式(様式4)で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、
	封をした上で、出身中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。
	また、原則として志願者本人が記入すること。
	なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
カ 千葉県県立高等学校	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
入学志願証明書	の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を
	証する出身中学校長等の証明書(様式14)を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
	の(1)の工に該当する者は、入学後、千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者
	の誓約書(様式15)を提出すること。
ク 必要に応じて提出	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」
する書類	の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のあるものは、在職証明書
	(当該事業者等の定める様式)、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校
	の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の
	様式は、別に定める。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者(別記6、75ページ参照)が出願する場合は、別記8(78ページ参照)に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続

ア 志願者は、出願書類等を出身中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人(又は 保護者等)が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

イ 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和6年9月2日(月)及び9月3日(火)

受付時間は、9月2日(月)は、午前9時から午後4時30分まで 9月3日(火)は、午前9時から午後4時までとする。

なお、送付の場合も、9月3日(火)午後4時までに必着とする。

3 調 査 書

(1) 調査書(様式1)

志願者の出身中学校の校長は、別記1(63~65ページ参照)に基づいて作成する。

なお、調査書中の第1学年、第2学年及び第3学年における教科(外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。)の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。

また、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

4 入学願書の交付及び受検票等の交付

- (1) 入学願書は、令和6年8月1日(木)以降、通信制の課程の入学者選抜を実施する高等学校、 県教育庁教育振興部学習指導課、各教育事務所及び千葉市教育委員会で交付する。
- (2) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証(高等学校の定める様式)を交付する。

5 検 査

(1) 検査期日

令和6年9月6日(金)

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

面接及び作文

(4) 検査時間割

9月6日(金)		
時 間	検査等	
9:30	集合	
9:30~ 9:40	受付・点呼	
9:40~ 9:55	注意事項伝達	
10:10~	検 査	

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

- ア 受検票を必ず持参すること。
- イ 当日、午前9時30分までに志願した高等学校に集合すること。
- ウ 携帯品、その他留意事項については、高等学校において実施する検査の内容により、高等学校に おいて別に定めた指示に従うこと。
- エ 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- オ 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- カ 検査室内では、物の貸借はしないこと。

6 選 抜 方 法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、 高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う ものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の 資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の資料に加えることができる。なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等(自己申告書を除く。)の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (5) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期入学者選抜」の「選抜・評価方法」については、別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和6年9月10日(火)午前9時に高等学校において 掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人あて通知する。

することのないよう十分に留意する。

8 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書 (様式5の(1)又は(2)) により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
- (2) 障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記10(79ページ参照)により、特別配慮申請書を提出することができる。 また、障害のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いを
- (3) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集定員の遵守に努める。 なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り 入学許可候補者とする。
- (4) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期(秋季入学) 入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態(非常変災、感染症の感染拡大等)が生じた場合の措置は、 県教育長がこれを定める。

XI 専攻科の入学者選抜について

専攻科における入学者選抜については、千葉県立館山総合高等学校の校長が別に定める。